

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	違反建築物に対する使用禁止又は使用制限の仮命令	
根拠法令等及び条項	建築基準法第9条第7項	
処分基準	根拠条項	建築基準法第9条第7項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、建築基準法第9条第2項から第6項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。</p>	